

3 校内教育支援センターの運営について

すべての児童生徒の自己実現を果たせる居場所をつくるために

| 役職 | 役割 |
|------------------------|--|
| 校長・教頭 | ①校内教育支援センター（※以下「センター」）設置マニュアルを基にした共通理解。 ②センターの運営に係る教職員の役割の明確化。 ③センターの設置。 |
| 教務主任 | ①センター利用児童生徒対応の時間割作成。 |
| 生徒指導主事 及び 教育相談担当 | ①児童生徒、保護者への周知。 ②利用申請書の発行と受付。 ③センター利用児童生徒出欠一覧表作成。 ④不登校児童生徒の出欠の状況、支援状況の把握と整理。 ⑤組織的な支援体制の整備。 （ケース会議の運営、センターの運営、関係機関との連携） |
| 特活部長 | ①所属感・連帯感、成就感を味わわせる学校行事の計画と実践。 （センター利用児童生徒の参加を考慮） |
| 学年主任 及び 学級担任 | ①児童生徒の活動に係る自己決定の支援。 ②学年の不登校児童生徒の出欠と支援状況の把握。 ③児童生徒、保護者との信頼関係の構築。 ④保護者面談シートの活用とケース会議活用シート（不登校）、個別のプログラムの作成。 ⑤電話訪問や家庭訪問、オンライン面談の実施。 |
| 教科担任 | ①成就感を実感させる学習支援。（個々の状況に応じた補充と発展） |
| 養護教諭 | ①養護教諭の特性を生かした専門的な視点での助言・支援。 ②児童生徒との教育相談。 |
| SC | ①子供や保護者の心のケアと対応についての教職員への助言・支援。（ケース会議への参加） ②児童生徒との定期的な教育相談。 |

4 校内教育支援センターの運営に係るスケジュール

(1) 年度始め <支援体制の確認>

- 教職員間でのマニュアルの共有
- 保護者案内の作成【参考資料：別紙】
- 児童生徒への周知（全校集会、学年集会等）
- 保護者への周知（授業参観日、保護者集会等）
- 教職員の役割分担
- 利用申請書の作成【参考資料：別紙】
- 教室環境の整備

(2) 学期中 <児童生徒理解と個別の支援>

- 利用児童生徒、保護者との面談
- 利用児童生徒の個別の支援
「個別のプログラムの作成と活用」
- 利用児童生徒のケース会議
- 学期中の取組の評価

(3) 長期休業中・年度末 <支援体制の振り返りと個別の支援>

- 支援体制の成果と課題の共有
- 利用児童生徒、保護者との面談 ※変容の共有(学習面、生活面)
「個別のプログラムの見直し」



令和6年度

学校課題解決リーフ

不登校児童生徒への支援2

校内教育支援センター設置マニュアル

課題解決に向けた具体的な方策（4）



令和6年4月
青森市教育委員会

1 校内教育支援センターの設置

(1) 設置の目的

児童生徒一人一人の実態に応じて、**学ぶ楽しさ、できる喜び**を味わわせ、**自己実現**を果たせるよう支援の充実を図るために設置する。

※ **校内教育支援センター**とは、学校には行けるけど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のことです。児童生徒のペースに合わせて相談に乗ったり、学習のサポートをしたりする場所です。
【文部科学省・『COCOLOプラン』・令和5年3月より】

(2) 支援内容 「個別のプログラムの作成と活用（自己決定と自己実現）」

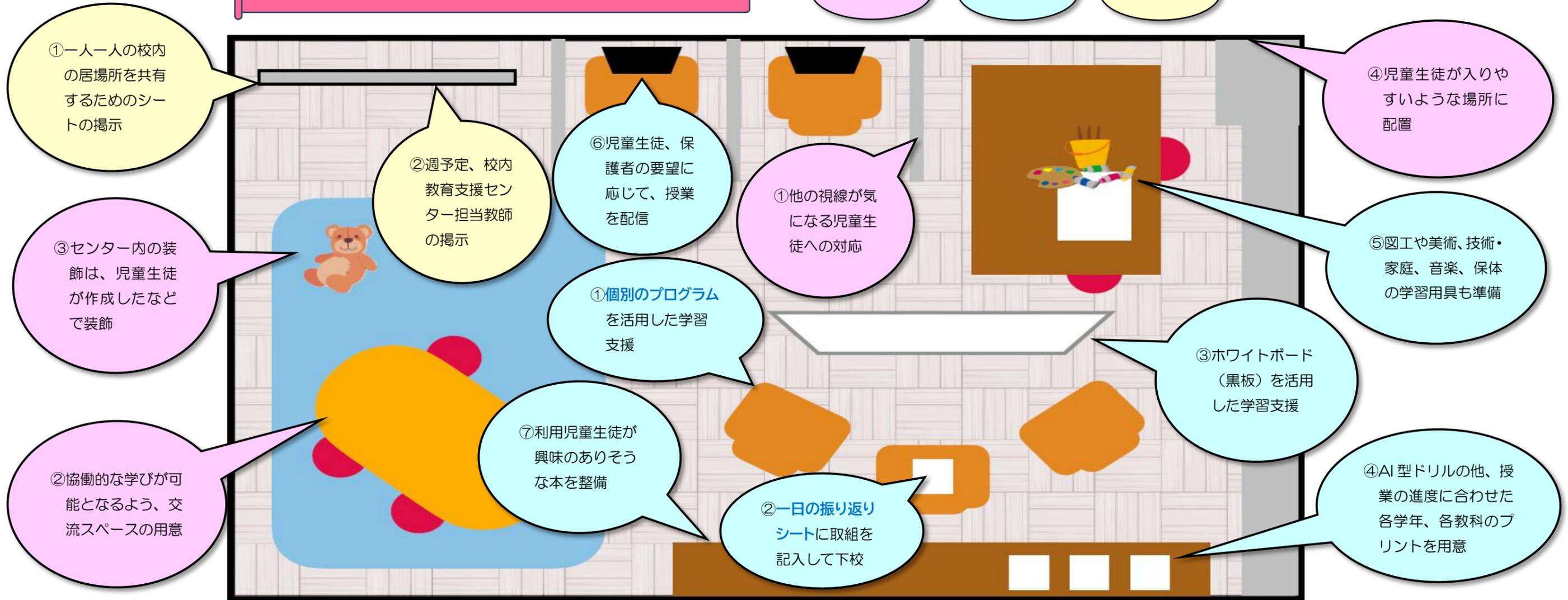
- ① **学習支援**
各教科の個別指導、遠隔授業への参加、AI型ドリル教材の活用、協働的な学び（制作活動等）
- ② **教育相談**
学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーとの教育相談
- ③ **交流支援**
通常の授業や行事への参加、在籍学級の児童生徒との交流（学活、給食、休み時間等）
- ④ **一時利用**
児童生徒の状況に応じて、保護者と連携した柔軟な対応

一人一人が安心して過ごせる温かい空間

学習環境

学習支援

その他



2 校内教育支援センターの一日のスケジュール

(1) 登校前

- 前日の様子の確認
- 教室環境の確認



(2) 朝の会

- 出席状況の確認
- 個別の時間割の確認



(3) 授業中

- 個別の学習支援
- 協働的な学びの設定
- 在籍学級との交流



(4) 給食・休み時間

- 給食指導
- 学級担任との面談（取組状況の確認等）



(5) 帰りの会

- 一日の振り返り
- 翌日の日程の確認
- 配布物の確認



(6) 放課後

- 教育相談の実施
- 委員会活動への参加
- 部活動への参加